

## 申請に対する処分一覧

				部局名	福祉部
				課名	福祉課
No.	根拠	根拠規定の名称	条項	申請に対する処分の内容	
1	例規	都城市総合福祉会館条例	第4条	利用の許可	
2	例規	都城市総合福祉会館条例	第8条	特別の設備の設置許可	
3	例規	都城市総合福祉会館条例	第10条	使用料の減免	
4	例規	都城市総合福祉会館条例	第11条	使用料の還付	
5	例規	都城市長寿館条例	第8条	利用の許可	
6	例規	都城市長寿館条例	第15条	使用料の減免	
7	例規	都城市長寿館条例	第16条	使用料の還付	
8	例規	都城市老人いこいの家条例	第9条	利用の許可	
9	法令	老人福祉法 (都城市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則)	第28条 (第3条)	費用の額の決定等	
10	法令	老人福祉法 (都城市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則)	第28条 (第5条)	費用の額の変更等	
11	法令	老人福祉法 (都城市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則)	第28条 (第6条)	費用の減免	
12	法令	老人福祉法 (都城市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則)	第28条 (第7条)	費用の納入期限の延長	
13	法令	老人福祉法	第11条第1項第1号、第2号	入所等の措置の開始	
14	法令	老人福祉法 (都城市短期入所養護サービス実施規則)	第10条の4第1項第3号 (第5条第2項)	短期入所養護サービス利用決定	
15	法令	社会福祉法	第32条	社会福祉法人の定款の認可	
16	法令	社会福祉法	第45条の36	社会福祉法人の定款の変更の認可	
17	法令	社会福祉法	第46条第2項	社会福祉法人の解散の認可	
18	法令	社会福祉法	第50条第3項	社会福祉法人の吸収合併の認可	
19	法令	社会福祉法	第54条の6第2項	社会福祉法人の新設合併の認可	
20	法令	生活困窮者自立支援法 (同法施行規則)	第6条第1項 (第13条)	生活困窮者住居確保給付金の支給の決定	

## 申請に対する処分一覧

				部局名	福祉部
				課名	福祉課
No.	根拠	根拠規定の名称	条項	申請に対する処分の内容	
21	法令	社会福祉法	第125条	社会福祉連携推進法人の認定	
22	法令	社会福祉法	第139条	社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可	
23	法令	社会福祉法	第140条	社会福祉連携推進方針の変更	
24	法令	社会福祉法	第142条	社会福祉連携推進法人代表理事の選定及び解職	

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				1	
処 分 権 者	市長				
申請に対する処分の内容	利用の許可				
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	都城市総合福祉会館条例	第4条			
基 準 規 定	都城市総合福祉会館条例	第4条、第5条			
審 査 基 準	<p>【都城市総合福祉会館条例】</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条 会館を利用する者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合には、条件を付けることができる。</p> <p>(利用の禁止)</p> <p>第5条 会館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。</p> <p>(1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 管理又は運営上支障があると認めるとき。</p>				
標 準 処 理 期 間	即日				
基 準 設 定 日	平成29年12月28日				
最 終 更 新 日	平成30年10月1日				

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				2	
処 分 権 者	市長				
申請に対する処分の内容	特別の設備の設置許可				
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	都城市総合福祉会館条例	第8条			
基 準 規 定	都城市総合福祉会館条例	第8条			
審 査 基 準	<p>【都城市総合福祉会館条例】                      (特別の設備及び原状回復)                      第8条 利用者は、会館の利用に当たって特別の設備を施し、又は会館に常備の器具以外のものを利用する場合は、市長の許可を受けなければならない。                      2 前項の許可を受けた利用者は、会館の利用時間内に原状に復さなければならない。                      3 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した費用を利用者から徴収することができる。</p>				
標 準 処 理 期 間	即日				
基 準 設 定 日	平成29年12月28日				
最 終 更 新 日	—				

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				3	
処 分 権 者	市長				
申請に対する処分の内容	使用料の減免				
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	都城市総合福祉会館条例	第10条			
基 準 規 定	都城市総合福祉会館条例 都城市総合福祉会館条例施行規則	第10条 第7条			
審 査 基 準	<p>【都城市総合福祉会館条例】 (使用料の減免) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市が共催する行事に利用するとき。 (2) 社会福祉又は青少年育成のための行事に利用するとき。</p> <p>【都城市総合福祉会館条例施行規則】 (使用料の減免) 第7条 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、総合福祉会館使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、必要があると認めるときは使用料を減額し、又は免除する。</p>				
標 準 処 理 期 間	即日～7日				
基 準 設 定 日	平成29年12月28日				
最 終 更 新 日	—				

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				4	
処 分 権 者	市長				
申請に対する処分の内容	使用料の還付				
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	都城市総合福祉会館条例	第11条			
基 準 規 定	都城市総合福祉会館条例	第11条			
審 査 基 準	<p>【都城市総合福祉会館条例】                      (使用料の還付)                      第11条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。                      (1) 天災地変等不可抗力によって利用できなくなったとき。                      (2) 市の都合により、利用許可を取り消し、又は変更したとき。                      (3) 利用者が利用しなくなった場合又は利用を変更した場合において、市長が還付することを適当と認めたとき。</p>				
標 準 処 理 期 間	7日				
基 準 設 定 日	平成29年12月28日				
最 終 更 新 日	—				

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				5	
処 分 権 者	指定管理者（市長による管理をする場合は市長）				
申請に対する処分の内容	利用の許可				
根拠規定／基準規定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	都城市長寿館条例	第8条			
基 準 規 定	都城市長寿館条例 都城市暴力団排除条例 都城市暴力団排除条例施行規則	第8条 第8条 第21条、第22条			
審 査 基 準	<p>【都城市長寿館条例】 （利用の許可） 第8条 施設等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。 （1） 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。 （2） 施設等を滅失し、又はき損するおそれがあると認められるとき。 （3） 暴力その他の不法行為を行うおそれがあると認められるとき。 （4） 前3号に掲げる場合のほか、利用させることにより施設等の管理上支障があると認められるとき。 3 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、第1項に規定する許可に条件を付し、又は許可した事項を変更することができる。</p> <p>【都城市暴力団排除条例】 （公の施設の利用における制限） 第8条 市長、都城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場、その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該施設利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【都城市暴力団排除条例施行規則】 （公の施設の使用からの排除） 第21条 市長は、市の公の施設の使用の相手方が第3条に規定する者に該当する場合は、特別の事情があるときを除き、当該公の施設の使用を認めないものとする。 （指定管理者への適用） 第22条 前3条の規定は、指定管理者が管理する公の施設について適用する。この場合において、第20条及び前条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。 2 （略）</p>				
標準処理期間	即日				
基準設定日	平成29年12月28日				
最終更新日	平成30年10月1日				

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				6	
処 分 権 者	市長				
申請に対する処分の内容	使用料の減免				
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	都城市長寿館条例	第15条			
基 準 規 定	都城市長寿館条例 都城市長寿館条例施行規則	第15条 第9条			
審 査 基 準	<p>【都城市長寿館条例】 (使用料の減免) 第15条 別表第2に掲げる事項に該当するときは、使用料は、徴収しない。ただし、公用の場合を除き、冷暖房装置使用料は、徴収する。 2 市長は、前項に定めるもののほか、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>【都城市長寿館条例施行規則】 (使用料の減免の手続等) 第9条 条例第15条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする利用者は、都城市長寿館使用料減免申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、使用料の減免の可否の決定を行ったときは、都城市長寿館使用料減免可否決定通知書(様式第3号)を利用者に交付するものとする。</p>				
標 準 処 理 期 間	即日～7日				
基 準 設 定 日	平成29年12月28日				
最 終 更 新 日	平成30年10月1日				

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				7	
処 分 権 者	市長				
申請に対する処分の内容	使用料の還付				
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	都城市長寿館条例	第16条			
基 準 規 定	都城市長寿館条例 都城市長寿館条例施行規則	第16条 第10条			
審 査 基 準	<p>【都城市長寿館条例】 (使用料の還付) 第16条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。                      (1) 天災地変等不可抗力によって利用できなくなったとき。                      (2) 市長の都合により、利用許可の取消し等をしたとき。                      (3) 利用者が利用しなくなった場合又は利用を変更した場合において、市長が還付することを適当と認めたとき。                      2 前項ただし書の規定に基づき還付する場合の使用料の還付の手続、還付の額その他必要な事項は、規則で定める。</p> <p>【都城市長寿館条例施行規則】 (使用料の還付の手続等) 第10条 条例第16条第2項の規定により使用料の還付を受けようとする利用者は、都城市長寿館使用料還付請求書(様式第4号)により、市長に請求しなければならない。                      2 利用者は、前項の請求を行う場合は、利用許可書又は利用変更許可書を添付しなければならない。                      3 市長は、第1項の請求に基づいて、使用料の還付の可否の決定を行ったときは、都城市長寿館使用料還付可否決定通知書(様式第5号)を利用者に交付するものとする。                      4 条例第16条第2項に規定する還付の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。                      (1) 条例第16条第1項第1号又は第2号の理由に該当する場合 納入された使用料の全額                      (2) 条例第16条第1項第3号の理由に該当する場合 市長が定める額</p>				
標 準 処 理 期 間	7日				
基 準 設 定 日	平成29年12月28日				
最 終 更 新 日	平成30年10月1日				

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				8	
処 分 権 者	指定管理者（市長による管理をする場合は市長）				
申請に対する処分の内容	利用の許可				
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	都城市老人いこいの家条例	第9条			
基 準 規 定	都城市老人いこいの家条例 都城市暴力団排除条例 都城市暴力団排除条例施行規則	第9条 第8条 第21条、第22条			
審 査 基 準	<p>【都城市老人いこいの家条例】 （利用の許可） 第9条 施設等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。 （1） 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。 （2） 施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。 （3） 暴力その他の不法行為を行うおそれがあると認められるとき。 （4） 前3号に掲げる場合のほか、利用させることにより、施設等の管理上支障があると認められるとき。 3 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、第1項に規定する許可に条件を付し、又は許可した事項を変更することができる。</p> <p>【都城市暴力団排除条例】 （公の施設の利用における制限） 第8条 市長、都城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場、その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該施設利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【都城市暴力団排除条例施行規則】 （公の施設の使用からの排除） 第21条 市長は、市の公の施設の使用の相手方が第3条に規定する者に該当する場合は、特別の事情があるときを除き、当該公の施設の使用を認めないものとする。 （指定管理者への適用） 第22条 前3条の規定は、指定管理者が管理する公の施設について適用する。この場合において、第20条及び前条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。 2 （略）</p>				
標 準 処 理 期 間	即日				
基 準 設 定 日	平成29年12月28日				
最 終 更 新 日	平成30年10月1日				

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				9	
処 分 権 者	市長				
申請に対する処分の内容	費用の額の決定等				
根拠規定 / 基準規定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	老人福祉法 (都城市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則)	第28条 (第3条)			
基 準 規 定	都城市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則	第3条			
審 査 基 準	<p>【都城市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則】 (費用の額の決定等)</p> <p>第3条 福祉事務所長は、前条第1項に規定する費用の徴収に当たっては、措置の委託をした介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する事業者又は施設を運営及び管理する法人等からの委託料の請求に基づいて徴収する費用の額を決定し、費用額決定通知書(様式第1号)により被措置者に通知するものとする。</p> <p>2 福祉事務所長は、前条第2項に規定する費用の徴収に当たっては、別表第1及び別表第2に定めるところにより徴収する費用の額を決定し、費用額決定通知書(様式第1号)により被措置者又はその主たる扶養義務者(以下「納入義務者」という。)に通知するものとする。</p>				
標準処理期間	即日～7日				
基準設定日	平成29年12月28日				
最終更新日	平成30年10月1日				

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				10	
処 分 権 者	市長				
申請に対する処分の内容	費用の額の変更等				
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	老人福祉法 (都城市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則)	第28条 (第5条)			
基 準 規 定	都城市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則	第5条			
審 査 基 準	<p>【都城市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則】 (費用の額の変更等)</p> <p>第5条 福祉事務所長は、第3条の規定により決定された費用の額を変更したときは、その旨を費用額変更通知書(様式第2号)により納入義務者に通知するものとする。</p> <p>2 福祉事務所長は、毎年7月1日に納入義務者の負担能力について調査を行うものとする。</p>				
標 準 処 理 期 間	即日～7日				
基 準 設 定 日	平成29年12月28日				
最 終 更 新 日	平成30年10月1日				

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				11	
処 分 権 者	市長				
申請に対する処分の内容	費用の減免				
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	老人福祉法 (都城市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則)	第28条 (第6条)			
基 準 規 定	都城市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則	第6条			
審 査 基 準	<p>【都城市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則】 (費用の減免)</p> <p>第6条 福祉事務所長は、納入義務者が死亡したとき又は災害その他やむを得ない理由により所得に著しい変動が生じたため、費用を納入することが困難であると認めるときは、当該納入義務者に係る費用の額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定により費用の額の減額又は免除の措置を受けようとする者は、費用減額(免除)申請書(様式第3号)を福祉事務所長に提出しなければならない。</p> <p>3 福祉事務所長は、前項の申請書の提出があったときは、費用の額の減額又は免除の措置の適否を決定し、その旨を費用減額(免除)決定(否決)通知書(様式第4号)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。</p>				
標 準 処 理 期 間	即日～7日				
基 準 設 定 日	平成29年12月28日				
最 終 更 新 日	平成30年10月1日				

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				12	
処 分 権 者	市長				
申請に対する処分の内容	費用の納入期限の延長				
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	老人福祉法 (都城市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則)	第28条 (第7条)			
基 準 規 定	都城市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則	第7条			
審 査 基 準	<p>【都城市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則】 (費用の納入期限の延長)</p> <p>第7条 福祉事務所長は、納入義務者が納入期限までに費用を納入することが著しく困難であると認められるときは、1年以内の期間に限り当該費用の納入期限を延長することができる。</p> <p>2 前項の規定により納入期限の延長を受けようとする者は、費用納入期限延長申請書(様式第5号)を福祉事務所長に提出しなければならない。</p> <p>3 福祉事務所長は、前項の申請書の提出があったときは、納入期限の延長の適否を決定し、その旨を費用納入期限延長決定(否決)通知書(様式第6号)により当該申請書を提出した者に通知するものとする。</p>				
標 準 処 理 期 間	即日~7日				
基 準 設 定 日	平成29年12月28日				
最 終 更 新 日	平成30年10月1日				

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				13	
処 分 権 者	市長				
申請に対する処分の内容	入所等の措置の開始				
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	老人福祉法	第11条第1項第1号、第2号			
基 準 規 定	都城市老人ホームへの入所等に関する規則 老人福祉法 老人福祉法施行令	第3条第1項・第2項 第11条第1項第1号、第2号 第6条			
審 査 基 準	<p>【都城市老人ホームへの入所等に関する規則】                      (入所等の措置の基準)                      第3条 法第11条第1項第1号に規定する養護老人ホームへの入所又は入所の委託の措置は、次に該当する者に対して心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して行うものとする。                      (1) 措置対象者が入院加療を要する病態でなく、かつ、他の者に感染させるおそれがある感染症疾患を有しないこと。                      (2) 家族等との同居の継続が困難な場合、住環境が劣悪である場合等、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。                      (3) 老人福祉法施行令(昭和38年政令第247号)第6条各号に掲げる経済的理由のいずれかに該当すること。                      2 法第11条第1項第2号に規定する特別養護老人ホームへの入所又は入所の委託の措置は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。ただし、その措置の事由が消滅した時点で措置を解除するものとする。                      (1) 契約による介護サービス利用、介護認定の申請等が困難であると認められるとき。                      (2) 高齢者虐待により生命若しくは身体に危険が及んでいる場合又はそのおそれがあると認められるとき。                      (3) 前2号に掲げる場合のほか、都城市福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)がやむを得ないと認めるとき。</p> <p>【老人福祉法】                      (老人ホームへの入所等)                      第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。                      1 65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。                      2 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。</p> <p>&lt;別シートに続く&gt;</p>				
標 準 処 理 期 間	1か月				
基 準 設 定 日	平成29年12月28日				
最 終 更 新 日	令和2年10月1日				

【老人福祉法施行令】

(法第十一条第一項第一号に規定する政令で定める経済的理由)

第六条 法第十一条第一項第一号に規定する政令で定める経済的理由は、次のとおりとする。

一 当該六十五歳以上の者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること。

二 当該六十五歳以上の者及びその者の生計を維持している者の前年の所得につきその所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額(当該額が確定していないときは、当該六十五歳以上の者及びその者の生計を維持している者の前々年の所得につきその所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の同法の規定による市町村民税の同号に掲げる所得割の額)がないこと。

三 災害その他の事情により当該六十五歳以上の者の属する世帯の生活の状態が困窮していると認められること。

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部
		課 名		福祉課
		No.		14
処 分 権 者	市長			
申請に対する処分の内容	短期入所養護サービス利用決定			
根拠規定 / 基準規定	規 定 の 名 称	条 項		
根 拠 規 定	老人福祉法 (都城市短期入所養護サービス実施規則)	第10条の4第1項第3号 (第5条第2項)		
基 準 規 定	都城市短期入所養護サービス実施規則 都城市養護老人ホーム条例 老人福祉法 老人福祉法施行令	第5条第2項 第4条第1項第2号 第10条の4第1項第3号 第5条第3項		
審 査 基 準	<p>【都城市短期入所養護サービス実施規則】 (申請及び決定等) 第5条 事業の利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、短期入所養護サービス利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請を受理したときは、その必要性を検討の上、事業適用の要否を決定し、当該申請者及び当該指定管理者に短期入所養護サービス利用決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。</p> <p>【都城市養護老人ホーム条例】 (事業) 第4条 養護老人ホームにおいて行う事業は、次に掲げるとおりとする。 (2) おおむね65歳以上の者であつて、虐待等により生命若しくは身体に危険が及んでいるもの又はそのおそれのあるもの、介護者の疾病その他の理由により一時的に介護を受けられなくなったもの等を短期間入所させ、養護すること。</p> <p>【老人福祉法】 (居宅における介護等) 第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。 三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人短期入所施設等」という。)に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。</p> <p>【老人福祉法施行令】 (居宅における便宜の供与等に関する措置の基準) 第5条 3 法第十条の四第一項第三号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に養護することができる施設を選定して行うものとする。</p>			
標準処理期間	即日～7日			
基準設定日	平成29年12月28日			
最終更新日	令和5年10月1日			

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部
		課 名		福祉課
		No.		15
処 分 権 者	市長			
申請に対する処分の内容	社会福祉法人の定款の認可			
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項		
根 拠 規 定	社会福祉法	第32条		
基 準 規 定	社会福祉法	第32条		
審 査 基 準	<p>【社会福祉法】                      (認可)                      第32条 所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。</p>			
標 準 処 理 期 間	即日～7日			
基 準 設 定 日	平成29年12月28日			
最 終 更 新 日	平成30年10月1日			

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				16	
処 分 権 者	市長				
申請に対する処分の内容	社会福祉法人の定款の変更の認可				
根拠規定 / 基準規定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	社会福祉法	第45条の36			
基 準 規 定	社会福祉法	第45条の36			
審 査 基 準	<p>【社会福祉法】                      第45条の36                      2 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>				
標準処理期間	即日～7日				
基準設定日	平成30年10月1日				
最終更新日	-				

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部
		課 名		福祉課
		No.		17
処 分 権 者	市長			
申請に対する処分の内容	社会福祉法人の解散の認可			
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項		
根 拠 規 定	社会福祉法	第46条第2項		
基 準 規 定	社会福祉法	第46条第1項第1号・第3号、第2項		
審 査 基 準	<p>【社会福祉法】                      (解散事由)                      第46条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。                      一 評議員会の決議                      三 目的たる事業の成功の不能                      2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。</p>			
標 準 処 理 期 間	即日～7日			
基 準 設 定 日	平成30年10月1日			
最 終 更 新 日	-			

### R3.4.1 改正

#### A-17 別シート

## 都城市介護給付費等支給決定基準

都城市障害福祉サービスの支給決定基準を次のとおり定める。

### I. 基本的な取扱い

この支給決定基準は、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために定めるものとする。取扱いに当たっては、以下のことに留意する。

1. 障害者自立支援法以前よりサービスを利用していた利用者については、これまでの支給量をできるだけ保障すること。
2. 支給決定基準における最大支給量とは各サービス支給量の上限を示すものであり、支給量を決定する際には、原則として個々のサービス利用計画に基づいて行うこと。
3. 支給決定基準から乖離している支給量を支給しようとする場合は、事前に認定審査会に意見聴取を行うこと。
4. 支給決定基準は恒久的なものではなく、通達資料、支給実績等を勘案し、必要に応じて改正できるものであること。

### II. 用語の定義

この支給基準における用語の定義は、以下のとおりとする。

1. 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という）第 4 条第 1 項に規定する障害者とする。
2. 障害児 法第 4 条第 2 項に規定する障害児をいう。なお、身体障害者手帳又は療育手帳を所持していない場合は、医師の診断書（別紙 1）により前述の手帳所持児と同等の状態、又は療育が必要と認められる者とする。なお、障害児通所支援事業は、この限りでない。
3. 標準支給量 加算項目に該当しない場合に支給できるサービスの上限の支給量
4. 最大支給量 加算項目を勘案した場合に支給できるサービスの上限の支給量
5. 日中活動系サービス 生活介護・就労移行支援・就労継続支援・自立訓練・地域活動支援センターⅡ型・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援を指す。

### III. 対象者

この支給決定基準を定める障害福祉サービス等の対象者は表 1 のとおりとする。

表 1

	サービス名	対象者
介護 給付	身体介護	【障害者・障害児】 障害支援区分が区分 1 以上（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）
	家事援助	【障害者・障害児】 障害支援区分が区分 1 以上（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）
	通院等介助 （身体介護を伴う）	【障害者・障害児】 以下のいずれにも該当する者 ・ 障害支援区分 2 以上である者 ・ 障害支援区分認定調査項目で以下のいずれか一つ以上認定されている者 ①「歩行」：全面的な支援が必要 ②「移乗」：見守り等、部分的な支援、全面的な支援 ③「移動」：見守り等、部分的な支援、全面的な支援 ④「排尿」：部分的な支援、全面的な支援 ⑤「排便」：部分的な支援、全面的な支援
	通院等介助 （身体介護を伴わない）	【障害者・障害児】 障害支援区分が区分 1 以上（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）
	通院等乗降 介助	【障害者・障害児】 障害支援区分が区分 1 以上（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）
	重度訪問介護	【障害者】 障害支援区分が区分 4 以上（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は助産所に入院又は入所中の障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は区分 6 以上）であつて、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者 （ア） 次の（一）及び（二）のいずれにも該当していること （一） 二肢以上に麻痺等があること。 （二） 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。 （イ） 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である者

	<p>ただし、現行の日常生活支援の利用者のサービス水準の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置を設ける。</p> <p>平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けている者であって、上記の対象者要件に該当しない者のうち、</p> <p>① 障害支援区分が区分3以上で、</p> <p>② 日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が125時間を超える者については、当該者の障害支援区分の有効期間に限り、重度訪問介護の対象とする。</p> <p>なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。</p> <p>① 100分の8.5 区分6に該当する者</p> <p>② 100分の15 (ア)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象となる者</p>
同行援護	<p><b>【障害者・障害児】</b></p> <p>同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。</p>
行動援護	<p><b>【障害者・障害児】</b></p> <p>障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあつてはこれに相当する支援の度合)である者</p>
療養介護	<p><b>【障害者】</b></p> <p>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者</p> <p>① 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>② 障害支援区分5以上に該当し、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者</p> <p>イ 医療的ケアの判定スコア(別表2の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。)が16点以上の者。</p> <p>ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者であって医療的ケアスコアが8点以上の者</p>

	エ 遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者							
生活介護	<p>【障害者】</p> <p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者</p> <p>① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者</p> <p>② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者</p> <p>③ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者</p> <p>※③の者のうち以下の者（以下、「新規の入所希望者以外の者」という。）については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認めて差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）</li> <li>法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者</li> <li>平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者</li> </ul>							
短期入所	<p>【障害者・障害児】</p> <p>① 障害支援区分が区分1以上である障害者</p> <p>② 障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児</p>							
重度障害者 包括支援	<p>【障害者・障害児】</p> <p>障害支援区分が区分6（障害児にあつては区分6に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、以下のいずれかに該当する者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類 型</th> <th>状態像</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重度訪問介護の対象であつて、四肢すべてに麻痺等があり、寝た</td> <td>人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等</td> </tr> </tbody> </table>		類 型	状態像	重度訪問介護の対象であつて、四肢すべてに麻痺等があり、寝た	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者		・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
類 型	状態像							
重度訪問介護の対象であつて、四肢すべてに麻痺等があり、寝た	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者							
	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等							

きり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	<b>I 類型</b>	・重症心身障害者 等
	<b>II 類型</b>	
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者	<b>III 類型</b>	

**I 類型**

(1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって

(2) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）

なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。

(3) 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定

(4) 認定調査項目「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定

(5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

**II 類型**

(1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認

(2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって

(3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）

なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。

(4) 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定

(5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

	<p><b>Ⅲ類型</b></p> <p>(1) 障害支援区分 6 の「行動援護」対象者であって</p> <p>(2) 認定調査項目「6 群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p> <p>(3) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）である者</p>
<p>施設入所支援</p>	<p><b>【障害者】</b></p> <p>① 生活介護を受けている者であつて障害支援区分が区分 4（50 歳以上の者にあつては区分 3）以上である者</p> <p>② 自立訓練又は就労移行支援（以下この②において「訓練等」という。）を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの</p> <p>③ 生活介護を受けている者であつて障害支援区分 4（50 歳以上の場合は障害支援区分 3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者</p> <p>④ 就労継続支援 B 型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者</p> <p>※③又は④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成 24 年 4 月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、施設入所支援の利用を認めて差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）</li> <li>・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者</li> <li>・ 平成 24 年 4 月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者</li> </ul> <p>※障害者支援施設及びのぞみの園が行う施設障害福祉サービス（法第 5 条第 1 項に規定する施設障害福祉サービスを</p>

		いう。以下同じ。)は、施設入所支援のほか、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型とする。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	<p>【障害者】</p> <p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者</p> <p>② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等</p>
	自立訓練 (生活訓練)	<p>【障害者】</p> <p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者</p> <p>② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等</p>
	宿泊型自立訓練	<p>【障害者】</p> <p>自立訓練（生活訓練）に掲げる者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者。</p>
	就労移行支援	<p>【障害者】</p> <p>① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の者又は 65 歳以上の者</p> <p>② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65 歳以上の者を含む就労を希望する者</p> <p>※ただし、65 歳以上の者は、65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給</p>

		<p>決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。</p>
	<p>就労継続支援</p>	<p><b>【障害者】</b></p> <p>(1) A型</p> <p>企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者又は65歳以上の者(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。)。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者</p> <p>(2) B型</p> <p>就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような者が挙げられる。</p> <p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p>④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経て、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者。</p> <p>※④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利</p>

		<p>用計画案の作成を求めた上で、引き続き、就労継続支援B型の利用を認めて差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）</li> <li>法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者</li> </ul>
	就労定着支援	<p>【障害者】</p> <p>就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者も含む。）</p>
じり	自立生活援助	<p>【障害者】</p> <p>障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記アの支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者</li> </ol> <p>※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者</li> <li>③ 精神科病院に入院していた精神障害者</li> <li>④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者</li> <li>⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者</li> <li>⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者</li> <li>⑦ 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であ</li> </ol>

		<p>って、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者</p>
	共同生活援助	<p><b>【障害者】</b>            障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）            なお、身体障害者が共同生活援助を利用するに当たっては、</p> <p>① 在宅の障害者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること</p> <p>② 共同生活援助の利用対象者とする身体障害者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障害者となった者については新規利用の対象としないこと</p>
地域相談支援	地域移行支援	<p><b>【障害者】</b>            以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者</p> <p>① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者            ※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。</p> <p>② 精神科病院に入院している精神障害者            ※地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。</p> <p>③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者</p> <p>④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者            ※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、</p>

		<p>特別調整対象者に選定された障害者をいう。)のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。</p> <p>⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者</p>
	<p>地域定着支援</p>	<p><b>【障害者】</b></p> <p>① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者</p> <p>② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者</p> <p>なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。</p> <p>※共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。</p> <p>※上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。</p>
<p>地域生活支援事業</p>	<p>外出介護 (身体介護を伴う)</p>	<p><b>【障害者・障害児】</b></p> <p>知的障害者・精神障害者</p> <p>移動時において常時直接的な介助が必要で、且つ日常の意思決定又は意思の伝達に何らかの支援を必要とする者</p> <p>身体障害者・難病等患者</p> <p>以下のいずれにも該当し、外出に著しい困難を伴う者</p> <p>① 肢体不自由により身体障害者手帳 1・2 級を所持、又は難病等で二肢以上に麻痺等がある者</p> <p>② 移動に何らかの介助を必要とする者</p> <p>③ 排泄に何らかの介助を必要とする者</p> <p>④ 食事に何らかの介助を必要とする者</p>

		(障害児に当ってはこれに該当すること)
	外出介護 (身体介護を伴わない)	<p>【障害者・障害児】</p> <p>知的障害者・精神障害者 移動又は日常の意思決定・伝達のいずれかに支援を必要とし、外出に何らかの支援を必要とする者</p> <p>身体障害者・難病等患者 以下のいずれにも該当し、外出に著しい困難を伴う者</p> <p>① 視覚障害又・肢体不自由により身体障害者手帳 1・2 級を所持、又は難病等で二肢以上に麻痺等がある者</p> <p>② 移動・排泄・食事のいずれかに何らかの介助を必要とする者 (障害児に当ってはこれに該当する者)</p>
	日中一時支援	<p>【障害者・障害児】</p> <p>障害支援区分 1 以上の者 (障害児にあつてはこれに該当すること)</p>
	地域活動支援センターⅡ型	<p>【障害者】</p> <p>地域において、就労及び雇用されることが困難な障害者等 (原則 65 歳未満の者が対象。なお就労移行支援、就労継続支援 A 型を現に受けている者は対象外)</p>
	訪問入浴	<p>【障害者】</p> <p>在宅で医師の診断により移動が困難な重度の身体障害者で市が適当と認められる者</p> <p>【障害児】</p> <p>原則、保護者が介助できるものとして認めない。ただし、在宅で医師の診断により移動が困難な重度の身体障害児で且つ特別な事情がある場合については市が状況を踏まえ判断する。</p>
児童通所支援事業	児童発達支援	<p>【障害児】</p> <p>療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児。 具体的には次のような例が考えられる。</p> <p>① 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童</p> <p>② 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受けると認められた児童</p>
	医療型児童発達支援	<p>【障害児】</p> <p>肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での</p>

	支援が必要であると認められた障害児
放課後等 デイサービス	<p>【障害児】</p> <p>学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児</p>
居宅訪問型 児童発達支 援	<p>【障害児】</p> <p>重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児</p> <p>※なお、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして 厚生労働省令で定める状態とは、次に掲げる状態とする(児童福祉法施行規則第1条の2の3)。</p> <p>① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合</p> <p>② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合</p>
保育所等訪 問支援	<p>【障害児】</p> <p>保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児</p> <p>※なお、厚生労働省令で定める施設とは、保育所、幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設として、市町村が認めた施設とする(児童福祉法施行規則第1条の2の5)。対象施設であるか否かの認定方法は、児童の利用が想定されるものを事前に施設の種別ごとに包括的に認める場合と、施設を個々にその都度認める場合の両方が考えられる。</p>

#### IV. 支給決定基準

各障害福祉サービス等の支給決定基準は以下のとおりとする。

##### 1. 介護給付費

###### (1) 居宅介護

###### ア. 身体介護

○標準支給量 区分 1・2 19 時間 (1 時間×19 回/月)  
区分 3 以上 28.5 時間 (1.5 時間×19 回/月)

●最大支給量 家事援助と合わせて 124 時間/月

◆加算要件 以下のいずれか 2 つに該当すること

- ・重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者
- ・単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者
- ・医師の指示により 1.5 時間以上/回、週 4 回以上の支援が必要な者
- ・住宅の状況により 1 回の介護に 1.5 時間以上の時間がかかる者

###### イ. 家事援助

○標準支給量 21 時間 (1.5 時間×14 回/月)

●最大支給量 身体介護と合わせて 124 時間/月

◆加算要件 以下のいずれか 2 つに該当すること

- ・重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者
- ・単身世帯または同居家族が介護できない状況である者
- ・児童で精神状況・身体状況により 1.5 時間以上/回の見守りが必要である者

###### ウ. 通院等介助 (身体介護を伴う)

○標準支給量 15 時間 (1 時間×15 回/月)

●最大支給量 通院に必要な時間数/月 (通院日数/月×通院に要する時間数)

◆加算要件 医師による一月の通院日数を証明するものが必要

###### エ. 通院等介助 (身体介護を伴わない)

○標準支給量 10 時間 (1 時間×10 回/月)

●最大支給量 通院に必要な時間数/月 (通院日数/月×通院に要する時間数)

◆加算要件 医師による一月の通院日数を証明するものが必要

オ. 通院等乗降介助

○標準支給量 10回/月

●最大支給量 通院に必要な回数/月

◆加算要件 医師による一月の通院日数を証明するものが必要

(2) 重度訪問介護

○標準支給量 8時間×31回/月

(うち外出時の移動加算可能時間 4時間×31回/月)

●最大支給量 13時間×31回/月

(うち外出時の移動加算可能時間 4時間×31回/月)

◆加算要件 以下のいずれにも該当する者

- ・障害支援区分5以上である者
- ・単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者
- ・日中活動系のサービスを利用していない者

(3) 同行援護

○標準支給量 移動支援と合わせて40時間/月

●最大支給量 移動支援と合わせて80時間/月

(4) 行動援護

○標準支給量 10時間/月

●最大支給量 行動援護に必要な時間数

◆加算要件

申請者より標準の時間数を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

(5) 療養介護

○標準支給量 当該月日数

(6) 生活介護

○標準支給量 当該月日数－8日

●最大支給量 31日

◆加算要件

申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

(7) 短期入所

○標準支給量 日中一時とあわせて14日

●最大支給量 31日（最長2ヶ月まで）

◆加算要件

以下のいずれかを証明する書類（医師の診断書等）等の提出があった場合

- ・主介護者が入院又は自宅安静、長期療養する場合
- ・主介護者の心身状況を勘案した際に、14日以上の短期入所があれば住宅生活が可能と認められる場合
- ・家族に急病が発生し介護を行う介護者がいない場合等
- ・本人の心身状況に異常が発生し、かつ在宅では生活が非常に困難な場合

(8) 重度障害者等包括支援

○標準支給量

●最大支給量

◆加算要件

(9) 施設入所支援

○標準支給量 当該月日数

2. 訓練等給付

(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

○標準支給量 当該月日数－8日

●最大支給量 31日

◆加算要件

申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

(2) 宿泊型自立訓練

○標準支給量 当該月日数

(3) 就労移行支援

○標準支給量 当該月日数－8日

●最大支給量 31日

◆加算要件

申請者より標準の日数を超過して利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

(4) 就労継続支援（A型・B型）

○標準支給量 当該月日数－8日

●最大支給量 31日

◆加算要件

申請者より標準の日数を超過して利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

(5) 就労定着支援

○標準支給量 当該月日数

(6) 自立生活援助

○標準支給量 当該月日数

(7) 共同生活援助

○標準支給量 当該月日数

3. 地域相談支援

(1) 地域移行支援

○標準支給量 当該月日数

(2) 地域定着支援

○標準支給量 当該月日数

4. 地域生活支援事業

(1) 外出介護（身体介護の有無にかかわらず）

○基準時間については、外出介護基準時間（別紙3）の範囲内とする

☆留意事項

支給決定については、申請者の障害状況等により「外出介護支給決定基準（別紙3）」の範囲内で決定するものとする

(2) 日中一時支援事業

○標準支給量 短期入所と合わせて14日

●最大支給量 長期休暇時 ※就学児のみ（幼稚園・保育園児も含む）

春休み（3、4月）16日 ※短期入所と合わせて

夏休み（7月）19日 ※短期入所と合わせて

〃（8月）24日 ※短期入所と合わせて

冬休み（12、1月）19日 ※短期入所と合わせて

◆加算要件

以下のいずれかの該当する場合

- ・両親の就労等の理由で介護が困難な場合
- ・進学、就労など長期休暇が通常より長い場合

(3) 地域活動支援センターⅡ型

○標準支給量 15日／月

●最大支給量 31日／月

◆加算要件

申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

☆留意事項

支給量は、生活介護、自立訓練、就労継続支援B型の支給量との合計が、それぞれの標準支給量又は最大支給量を超えない範囲で決定するものとする。

(4) 訪問入浴

○標準支給量 10回／月

●最大支給量 15回／月

◆加算要件

申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

## 5. 児童通所支援事業

### (1) 児童発達支援

○標準支給量 当該月日数－8日

●最大支給量 31日

#### ◆加算要件

申請者より標準の日数を超過して利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

### (2) 医療型児童発達支援

○標準支給量 当該月日数－8日

●最大支給量 31日

#### ◆加算要件

申請者より標準の日数を超過して利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

### (3) 放課後等デイサービス

○標準支給量 当該月日数－8日

●最大支給量 31日

#### ◆加算要件

申請者より標準の日数を超過して利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

### (4) 居宅訪問型児童発達支援

○標準支給量 当該月日数－8日

●最大支給量 31日

### (5) 保育所等訪問支援

○標準支給量 5日

●最大支給量 31日

#### ◆加算要件

申請者より標準の日数を超過して利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

## 6. サービスの併給について

ニーズが多様であること、サービス報酬が日額化され報酬の重複を防ぐことができる

ことから、報酬が重複しない利用体系であれば、原則として併給できない障害福祉サービスの特定はしないものとする。

ただし、日中活動系サービスについては、対象者の状況に応じた目標・計画を策定していることから、市長が特に必要と認めた場合以外は、併給しないこととする。

## 7. 介護保険制度との併給について

介護保険制度との併給については「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」（障企発第 0328002 号、障発第 0328002 号）に基づき行うものとする。

### 【障害福祉サービス等と介護保険との適用関係一覧】

サービス種類	適用関係
障害者支援施設 (生活介護+施設入所支援)	介護保険適用除外
療養介護	介護保険適用除外
共同生活援助	介護保険優先
居宅介護、重度訪問介護、短期入所	介護保険優先
同行援護、行動援護	障害福祉サービス優先
就労移行支援、就労継続支援(A型・B型) 就労定着支援、自立生活援助	障害福祉サービス優先
自立訓練(生活訓練)	障害福祉サービス優先
自立訓練(機能訓練)	介護保険優先
生活介護、地域活動支援センターⅡ型、日中一時預り	介護保険優先
訪問入浴	介護保険優先

#### ・例外事項

①介護保険法に基づく要介護認定を受けた結果、非該当と判断された場合など、介護保険サービスを利用できない場合。(ただし、障害支援区分の更新時期等に合わせ、要介護認定の再認定が必要)

②利用可能な介護保険サービス事業所が身近にない、あっても定員に空きがない、本人の心身の状況により受け入れ可能な介護保険サービス事業所がない場合(当該事情が解消するまでの間)

※ただし、以下のような理由の場合は障害福祉サービスの支給は認めない

- ・「(単に) 介護保険を利用したくない」
- ・「自分は若いので高齢者ばかりのところに行きたくない」
- ・「慣れ親しんだ支援員、利用者がいるところがいい」

- ・「自宅から近く通いやすい」
  - ・「自己負担が高いため介護保険を利用したくない」
- 上記のような支援内容と直接関わりのない理由は対象としない。

以下のサービス決定に当たっては次の点に留意すること。

#### (1) 居宅介護

併給する場合は、以下の全てに該当すること

- ・要介護5であること
- ・単身世帯又は同居家族が介護できない状況にあること
- ・介護保険サービスを利用しても、なお生活に必要な不可欠なサービスが不足していること

なお、支給決定については介護保険課、福祉課が認めたサービス利用計画に基づき支給量を算定すること。

#### (2) 重度訪問介護

併給する場合は、以下の全てに該当すること

- ・要介護5であること
- ・単身世帯又は同居家族が介護できない状況にあること
- ・介護保険サービスを利用しても、なお生活に必要な不可欠なサービスが不足していること

なお、支給決定については介護保険課、福祉課が認めたサービス利用計画に基づき支給量を算定すること。最大支給量は、403時間から介護保険サービスの訪問介護・訪問介護の支給時間を差し引いたものとする。

#### (3) 外出介護 最大支給量は10時間/月までとし、余暇活動のみの利用とする。ただし、視覚障害者及び全肢に麻痺があり市長が認めた者を除く

### 8. 特例支給について

支給について、市長が特に必要と認めた者は、支給決定基準にかかわらず支給決定するものとする。なお、この支給決定をした場合は、特例支給台帳に必要事項を記入するものとする。

### 9. その他

その他、必要な事項は市長が別に定める。

別紙 1

障害福祉サービス等認定診断書(児童用)										
①	(フリガナ)		男・女	②生年月日	平成	年	月	日		
	氏名									
③	住所									
④	障害の原因となった傷病名		⑤	④のため医師の診断を初めて受けた日	平成	年	月	日		
⑥	傷病発生年月日	平成	年	月	日	⑦	合併症			
⑧	現病歴(陳述者より聴取)	陳述者の氏名 _____ 患者との続柄 _____								
	ア 発病以来の病状と経過									
	イ 発病以来の治療歴	(病院名) _____				(入院・外来)				
		(治療期間) _____								
		(主な療法) _____								
	(転帰) _____									
現歴	⑨知能	知能指数又は発達指数(IQ・DQ) _____ テスト方式( _____ ) ・テスト不能 _____ ・判定(最重度・重度・中度・軽度) _____								
	⑩精神症状	1 幻覚 2 妄想 3 自閉症 4 無為 5 感情純麻 6 不安 7 恐怖 8 強迫行為 9 思考障害 10 心気症 11 中毒嗜癖 12 うつ状態 13 そう状態 14 その他( _____ )								
	⑪問題行動及び習癖	1 興奮 2 暴行 3 移動 4 拒絶 5 自殺企画 6 自傷 7 破衣 8 不潔 9 盗み 10 器物破壊 11 徘徊 12 放火・弄火 13 性的行動異常 14 排泄の問題(尿失禁、便失禁、便秘、その他) 15 食事の問題(拒食、異食、大食、小食、その他) 16 その他( _____ )								
	⑫性格特徴									
	⑬日常生活能力の程度	1 食事		・ひとりできる	・介助があればできる	・できない				
		2 用便(月経)の始末		・ひとりできる	・介助があればできる	・できない				
		3 衣服の着脱		・ひとりできる	・介助があればできる	・できない				
		4 簡単な買物		・ひとりできる	・介助があればできる	・できない				
		5 家族との会話		・通じる	・少しは通じる	・通じない				
		6 家族以外の者との会話		・通じる	・少しは通じる	・通じない				
7 刃物・火の危険			・わかる	・少しはわかる	・わからない					
8 戸外での危険(交通事故等)から身を守る			・できる	・不十分ながらできる	・できる					
⑭要注意度	1 常に嚴重な注意を必要とする 2 随時一応の注意を必要とする 3 ほとんど必要ない									
⑮	総合所見									
障害福祉サービス等支給申請に係る知的障害の有無について、上記のとおり診断します。										
	平成	年	月	日						
	病院又は診療所の名称									
	所在地									
	診療担当科名			医師氏名 _____ (印)						

## 別紙2

### 外出介護の支給決定基準

#### 【目的】

地域生活支援事業のうち、外出介護の利用に係る支給量決定について、移動介護の支援費額算定に関する厚生労働省及び厚生労働省障害福祉課からの通知に基づき、平成20年7月1日からのサービス提供について、本書のとおり取扱うものとする。

#### 【厚生労働省告示】

外出時の移動の介護等の便宜を供与する場合の対象者は、重度の視覚障害者及び脳性まひ者等全身性障害者であって、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をするときにおいて、適当な付き添いを必要とする場合とする。

なお、余暇活動等社会参加のための外出には、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上本制度を適用することが適当ではない外出は含まれないものとし、原則として1日の範囲内で用務を終えることが可能な外出とする。

#### 【厚生労働省障害福祉課から通知】

通院等の際のヘルパー自身の運転による自動車等における移動中は、ヘルパーが利用者に対し、介護等が行われていないことから、その時間帯は支援費の対象としない。

ただし、部屋からの移動、タクシー乗降の介護、院内での移動・受診等の手続き等を行っている時間帯は、一連の行為として支援費の対象とする。

上記に基づき、外出介護の利用目的及び算定時間について定める。ただし、事業者が独自のサービスを実施することを妨げるものではない。

#### 1. 移動介護として利用できない目的

別紙3のとおり

#### 2. ガイドヘルパーとして算定できない利用時間

ヘルパーとして活動しない、若しくはヘルパー業務として認められない介助

別紙3

外出介護基準時間

障害種別	標準支給量	最大支給量
身体障害者（肢体不自由）	40 時間/月	80 時間/月
視覚障害者※	同行援護と合わせて 40 時間/月	同行援護と合わせて 80 時間/月
精神障害者	20 時間/月	80 時間/月
知的障害者		

※視覚障害者の外出介護は集団支援のみ対象となる。

（1）外出介護として利用できない目的

- ・通勤
- ・通学
- ・出張
- ・1日の範囲内で用務を終えることができない外出
- ・深夜帯の外出（恒常的なもの）
- ・事業者が主催（発案・企画）した多人数での集団旅行・遠足等のレクレーション活動
- ・起点又は終点が自宅（居住地）ではない外出

（2）外出介護として算定できない時間の例

- ・マラソン
- ・乗馬
- ・ダイビング
- ・プール
- ・宗教活動
- ・実家への帰省
- ・温泉※

※温泉については、入浴を目的として利用する際に介護が発生した場合は算定可とするが、リハビリのような健康増進を目的とした利用は算定不可とする

（3）視覚障害者の対象となる外出

- ・集団支援のみ

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				18	
処 分 権 者	市長				
申請に対する処分の内容	社会福祉法人の吸収合併の認可				
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	社会福祉法	第50条第3項			
基 準 規 定	社会福祉法	第50条第3項			
審 査 基 準	<p>【社会福祉法】                      (吸収合併の効力の発生等)                      第50条                      3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>				
標 準 処 理 期 間	即日～7日				
基 準 設 定 日	平成30年10月1日				
最 終 更 新 日	-				

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				19	
処 分 権 者	市長				
申請に対する処分の内容	社会福祉法人の新設合併の認可				
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	社会福祉法	第54条の6第2項			
基 準 規 定	社会福祉法	第54条の6第2項、第54条の10			
審 査 基 準	<p>【社会福祉法】                      (新設合併の効力の発生等)                      第54条の6                      2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>(設立の特則)                      第54条の10 第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定は、新設合併設立社会福祉法人の設立については、適用しない。                      2 新設合併設立社会福祉法人の定款は、新設合併消滅社会福祉法人が作成する。この場合においては、第三十一条第一項の認可を受けることを要しない。</p>				
標 準 処 理 期 間	即日～7日				
基 準 設 定 日	平成30年10月1日				
最 終 更 新 日	-				

### 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部
			課 名	福祉課
		No.	20	
処 分 権 者	市長			
申請に対する処分の内容	生活困窮者住居確保給付金の支給の決定			
根拠規定／基準規定	規 定 の 名 称	条 項		
根 拠 規 定	生活困窮者自立支援法 (同法施行規則)	第6条第1項 (第13条)		
基 準 規 定	生活困窮者自立支援法 同法施行規則	第6条第1項 第10条、第15条、第16条、第18条		
審 査 基 準	<p>【生活困窮者自立支援法】 (生活困窮者住居確保給付金の支給) 第6条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。</p> <p>【生活困窮者自立支援法施行規則】 (法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者) 第10条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。 イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下この条、次条、第十二条第一項、附則第四条第二項及び附則第五条において「申請日」という。)において、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して二年を経過していない者 ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月において、第三条第二号に規定する状況にある者 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。 イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者 ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者 三 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額以下であること。 四 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額(当該額が百万円を超える場合は百万円とする。)以下であること。 五 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。 (生活困窮者住居確保給付金の不支給) 第15条 生活困窮者住居確保給付金は、当該生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、支給しない。 2 生活困窮者住居確保給付金は、当該生活困窮者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額を超えたときには、支給しない。 (再支給の制限) 第16条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合を除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。 (調整) 第18条 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。 2 この省令の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることができる者が、同一の事由により、法令又は条例の規定による生活困窮者住居確保給付金に相当する給付の支給を受けている場合には、当該支給事由によっては、生活困窮者住居確保給付金は支給しない。</p>			
標準処理期間	即日～7日			
基準設定日	平成30年10月1日			
最終更新日	令和4年10月1日			

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				21	
処 分 権 者	市長				
申請に対する処分の内容	社会福祉連携推進法人の認定				
根拠規定 / 基準規定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	社会福祉法	第125条			
基 準 規 定	社会福祉法	第125条、第127条			
審 査 基 準	<p>【社会福祉法】                      (社会福祉連携推進法人の認定)                      第125条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第二百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。</p> <p>一 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援                      二 災害が発生した場合における社員(社会福祉事業を営業者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。)が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援                      三 社員が営業者社会福祉事業の営業者方法に関する知識の共有を図るための支援                      四 資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの                      五 社員が営業者社会福祉事業の従業者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修                      六 社員が営業者社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給</p> <p>(認定の基準)                      第127条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。</p> <p>一 その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的であること。                      二 社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。                      三 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。                      四 社員の資格の得喪に関して、第一号の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。</p>				
標準処理期間	即日～7日				
基準設定日	令和4年10月1日				
最終更新日	-				

五 定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。

イ 社員が社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項

ロ 役員について、次に掲げる事項

(1) 理事六人以上及び監事二人以上を置く旨

(2) 理事のうちに、各理事について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれず、並びに当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれないこととする旨

(3) 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれないこととする旨

(4) 理事又は監事について、社会福祉連携推進業務について識見を有する者その他厚生労働省令で定める者を含むこととする旨

ハ 代表理事を一人置く旨

ニ 理事会を置く旨及びその理事会に関する事項

ホ その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人においては、次に掲げる事項

(1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当該一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備に関する事項は理事会において決議すべき事項である旨

(2) 会計監査人を置く旨及び会計監査人が監査する事項その他厚生労働省令で定める事項

ヘ 次に掲げる要件を満たす評議会(第三十六条において「社会福祉連携推進評議会」という。)を置く旨並びにその構成員の選任及び解任の方法

(1) 福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成していること。

(2) 当該一般社団法人がトの承認をするに当たり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。

(3) 社会福祉連携推進方針に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。

ト 第二十五条第四号の支援を受ける社会福祉法人である社員が当該社会福祉法人の予算の決定又は変更その他厚生労働省令で定める事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨

チ 資産に関する事項

リ 会計に関する事項

ヌ 解散に関する事項

ル 第四百四十五条第一項又は第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第四百四十六条第二項に規定する社会福祉連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該社会福祉連携推進認定の取消しの処分の日から一月以内に国、地方公共団体又は次条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人、社会福祉法人その他の厚生労働省令で定める者(ヲにおいて「国等」という。)に贈与する旨

ヲ 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨

ワ 定款の変更に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、社会福祉連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				22	
処 分 権 者	市長				
申請に対する処分の内容	社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可				
根拠規定 / 基準規定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	社会福祉法	第139条			
基 準 規 定	社会福祉法	第139条			
審 査 基 準	<p>【社会福祉法】                      (定款の変更等)                      第139条 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、社会福祉連携推進認定をした所轄庁(以下この章において「認定所轄庁」という。)の認可を受けなければ、その効力を生じない。                      2 認定所轄庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、その定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。                      3 社会福祉連携推進法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を認定所轄庁に届け出なければならない。                      4 第三十四条の二第三項の規定は、社会福祉連携推進法人の定款の閲覧について準用する。この場合において、同項中「評議員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。</p>				
標準処理期間	即日～7日				
基準設定日	令和4年10月1日				
最終更新日	-				

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部
		課 名		福祉課
		No.		23
処 分 権 者	市長			
申請に対する処分の内容	社会福祉連携推進方針の変更			
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項		
根 拠 規 定	社会福祉法	第140条		
基 準 規 定	社会福祉法	第140条		
審 査 基 準	<p>【社会福祉法】                      (社会福祉連携推進方針の変更)                      第140条 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針を変更しようとするときは、認定所轄庁の認定を受けなければならない。</p>			
標 準 処 理 期 間	即日～7日			
基 準 設 定 日	令和4年10月1日			
最 終 更 新 日	-			

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	福祉部	
		No.		課 名	福祉課
				24	
処 分 権 者	市長				
申請に対する処分の内容	社会福祉連携推進法人代表理事の選定及び解職				
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	社会福祉法	第142条			
基 準 規 定	社会福祉法	第142条			
審 査 基 準	<p>【社会福祉法】                      (代表理事の選定及び解職)                      第142条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>				
標 準 処 理 期 間	即日～7日				
基 準 設 定 日	令和4年10月1日				
最 終 更 新 日	-				